

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 1 月及び同年 2 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 5 月から 40 年 3 月まで
② 昭和 40 年 4 月から同年 8 月まで
③ 昭和 42 年 6 月から 44 年 12 月まで
④ 昭和 53 年 1 月及び同年 2 月

申立期間①については、前の会社を辞めた時に、母が国民年金への加入手続をしてくれた。

申立期間②については、A社に勤めており、厚生年金保険に加入できると考えていたら、半年間は試用期間なので国民年金への加入が必要とのことで、昭和 40 年 7 月ごろ母に話したら、申立期間①の資格を喪失していないので、そのまま継続しておくと言っていた。

これらの期間の国民年金保険料は母が自分の分と一緒に納付してくれていたので、未加入となっていることに納得できない。

申立期間③については、兄の会社に勤めていた期間と私が自営していた期間であり、保険料を納付していた。

申立期間④については、B社にアルバイトで勤めていた7か月のうちの最後の2か月間だけ未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間④については、申立人がB社でアルバイトをしていた7か月のうちの最後の2か月であり、申立人の住所、仕事などの生活状況に大きな変化がみられないことから、この期間だけ未納となっていることは不自然である。

また、申立人の国民年金保険料の納付状況をみると、昭和 50 年 2 月か

ら申立期間④の直前である 52 年 12 月までの間の国民年金加入期間については、現年度納付している上、45 年 1 月から 48 年 11 月までの期間のうち未納であった 31 か月分については、50 年 2 月に過年度納付により、また、同年 4 月に特例納付によりさかのぼって納付していることから、同年 2 月以降は申立人の納付意識が高かったものと考えられる。

一方、申立期間①及び②については、社会保険庁のオンライン記録において国民年金に未加入の期間となっている上、申立人の母も、申立期間①については未加入及び未納の記録となっており、申立期間②については、納付記録はあるものの、国民年金手帳の交付日(昭和 42 年 4 月 1 日)からみて過年度納付と推察されることから、申立期間に母が自分の分と一緒に保険料を納付してくれていたとする主張と相違している。

また、申立期間③については、申立人が昭和 45 年 10 月 17 日に国民年金手帳記号番号の払出しを受けた時点では、資格取得日は同年 1 月 26 日となっていることから、国民年金に未加入であり、保険料を納付することはできない。

さらに、昭和 55 年 7 月(又は 9 月)に、資格取得日が 41 年 6 月 1 日に訂正された時点では、申立期間③については時効により保険料を納付することができない上、55 年 7 月以降は特例納付が実施されていないことから、特例納付により保険料を納付することもできない期間である。

加えて、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)も無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 1 月及び同年 2 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 58 年 1 月から平成元年 1 月まで
③ 平成元年 5 月

国民年金保険料は、自分がA市役所B支所で納付していたが、途中からは銀行の口座振替で納付していた。自分の分だけを納付しており、保険料と一緒に納付していた者はいない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、C銀行の取引記録によれば、平成元年2月分以降の国民年金保険料は、口座振替の方法で納付されるようになったことが確認できるところ、社会保険庁のオンライン記録によれば、残高不足により振替不能が生じた月の保険料については、後日納付書によりすべて納付されていることが確認できることから、申立期間のみ未納となっているのは不自然である。

一方、申立期間①及び②についてみると、A市が保管する国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、申立人及びその元妻の昭和45年10月から56年9月までの分及び57年4月から同年12月までの分の各期間の国民年金保険料は、同じ日に納付されていることが確認でき、夫婦の保険料と一緒に納付していた状況がうかがえるが、同申立期間は、申立人の元妻についても未納となっている。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年5月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年10月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

A市に転居した昭和36年ごろは、同市で会社の営業所を開設した。

多忙を極めていた関係で、年金の件は妻に一任していたので克明な記憶は無いが、妻から「国民年金の加入を勧められたので、あなたの分も加入した。保険料は集金をお願いすることにした。」と報告があったことを覚えているので、申立期間の保険料は納付されていると思っていた。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、申立期間を除いて国民年金加入期間に未納は無い上、保険料の納付を行っていた申立人の妻は、国民年金が任意加入となった後も、国民年金の第3号被保険者になるまでの約20年間、国民年金に任意加入し保険料を納付していることから、妻の納付意識は高かったものと考えられる。

また、A市が保管する国民年金被保険者名簿（紙名簿）は、昭和38年11月19日に作成されたことが確認でき、その時点では、申立期間のうち、36年10月から38年3月までの分については、過年度納付が可能な期間であり、かつ、同市役所窓口で納付書が備え付けられていた状況も確認できる。

一方、申立期間のうち、昭和36年4月から同年9月までの分については、上記名簿が作成された時点では、時効により納付することができない期間であり、ほかに同期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年10月から38年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年10月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和6年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から38年3月まで

昭和35年、A区に住んでいたとき、国民年金担当者の訪問で国民年金の加入を勧められたが、B市に転居する前だったので、納得しながら加入を見送った。

B市に転居して間もなく、昭和36年3月ごろと思うが、自宅に国民年金の説明に来た方がおり、その方が全部手続をしてくれて、その後も集金に来ていたので、申立期間の保険料はその方を通じて納付した。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、申立期間を除いて国民年金加入期間に未納は無い上、申立人は、国民年金が任意加入となった後も、国民年金の第3号被保険者になるまでの約20年間、国民年金に任意加入し保険料を納付していることから、その納付意識は高かったものと考えられる。

また、B市が保管する国民年金被保険者名簿（紙名簿）は、昭和38年11月19日に作成されたことが確認でき、その時点では、申立期間のうち、36年10月から38年3月までの分については、過年度納付が可能な期間であり、かつ、同市役所窓口で納付書が備え付けられていた状況も確認できる。

一方、申立期間のうち、昭和36年4月から同年9月までの分については、上記名簿が作成された時点では、時効により納付することができない期間であり、ほかに同期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年10月から38年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和60年4月から61年3月まで

私は、現在も勤務している飲食店へ、店の売上金及び納税準備金等の集金に来ていたA銀行B支店又はC銀行D支店の行員に、国民年金保険料の納付書に現金を添えて納付を頼んでいた。A銀行の行員は3日に1回、C銀行の行員は一週間に1回の割合で集金に来ていたが、主にA銀行の行員に依頼し納付していたはずであり、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と比較的短期間であり、申立人は、申立期間の前後の国民年金加入期間については、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は当該事業所に継続して勤めており、生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間の保険料は納付された可能性が高かったと推認するのが合理的である。

さらに、E市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿（紙名簿）において、申立人の夫が厚生年金保険に加入し、申立人の国民年金種別が任意となり、昭和60年4月1日に資格喪失したとの記録となっているが、資格を喪失しているはずの61年4月から平成5年12月までの分を含む8年6月までの国民年金保険料を納付しているなど、行政側の名簿管理が十分でなかった可能性がうかがわれる。

加えて、申立人が平成8年の60歳に到達した月に、老齢厚生年金の裁定請求書を社会保険事務所に提出した際、国民年金第3号被保険者に該当

していることが判明し、同年 8 月 5 日に国民年金第 3 号被保険者の特例届を E 市に提出していることが社会保険庁のオンライン記録から確認できる上、被保険者名簿の資格取得欄には、昭和 61 年 4 月 1 日に国民年金第 3 号被保険者に該当したとの記録となっていることなどから、申立期間については、E 市の被保険者名簿において、申立人の納付事実の記載が漏れた可能性が高いものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年4月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年4月から3年3月まで
② 平成3年11月から5年2月まで
③ 平成6年2月から同年3月まで

申立期間①については、祖母が集金に来ていた方に支払ってくれていたような気がする。

申立期間②及び③については、前妻が納付していたような気がする。

また、申立期間②については、国民年金基金の年金支給義務承継通知書によれば、基金に加入したようになっている。

以前、母が、平成3年4月から同年6月までの国民年金保険料の領収書を見付けて、A社会保険事務所に持っていったところ、「平成3年度と4年度の入力ミスです。」と言われて、その時点では納付済みとなっていた4年4月から同年10月までの期間を未納とされ、代わりに未納となっていた3年4月から同年10月までの期間を納付済みに訂正されたことをずっと不審に思っていた。

申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち、平成4年4月から同年10月までについては、申立人が所持している12年6月19日付けのB市が発行した国民年金被保険者記録票（電子データ）によれば、定額保険料が納付済みとなっていることが確認できる。

一方、申立期間①については、申立人は祖母が集金人に支払っていたと主張するも、申立人の祖母は既に亡くなっており、当時の納付状況を聴取

することができない。

また、申立期間②については、申立人が所持する平成5年10月28日付けの国民年金基金の年金支給義務承継通知書によれば、3年6月から5年2月までの基金掛金が納付済みとなっていることが確認できるが、C県国民年金基金に照会したところ、7年10月13日付けで3年11月から5年2月までの基金掛金は、社会保険庁が保管する国民年金納付記録との照合の結果、国民年金本体が未納となっていることを理由に還付されていることが確認できる。

さらに、申立期間②及び③については、申立人は前妻が納めていたと主張するも、前妻から当時の納付状況を確認することはできなかった。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成4年4月から同年10月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の船員保険被保険者の資格取得日に係る記録を昭和48年3月13日に、資格喪失日に係る記録を49年1月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月13日から49年1月11日まで

私は、船主A氏の船舶Bに昭和47年2月1日から同年12月30日まで乗り組み、その後、同じ船舶に48年3月13日から49年1月11日まで乗っていた。

同僚は申立期間の船員保険の記録があり、私の記録が欠落していることに納得できないので、申立期間を船員保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元船長及び元漁労長の証言並びに申立人の船員手帳の記録から判断すると、申立人が申立期間においてA氏が所有する船舶Bに乗り組んでいたことが確認できる。

また、元船長及び元漁労長は、当時、乗組員は乗船後すぐに船員保険に加入させており、申立人は給与から保険料を控除されていたと思うと証言している。

さらに、元漁労長と申立人は、申立期間以前の期間にも当該船舶に乗り組み船員保険の被保険者となっているが、元漁労長及び申立人は、この期間と申立期間は仕事の内容等に変化は無かったと述べている上、元漁労長は、申立期間について、船員保険の被保険者としての記録が存在する。

加えて、申立人及び元漁労長が証言した当時の当該事業所の従業員数と

社会保険事務所の記録上の船員保険被保険者数がおおむね一致するため、当時、当該事業所においては、ほぼすべての従業員が船員保険に加入していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の保管する当該事業所における同僚の船員保険被保険者名簿の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A氏の子の妻は、「船舶所有者は既に死亡し、当時の資料は残っていない。」と回答しており、事業主が被保険者資格の取得及び喪失の届出並びに保険料の納付を行ったかについては不明であるが、申立期間の船員保険被保険者名簿に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い上、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和48年3月から同年12月までに係る保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和42年4月1日に、資格喪失日に係る記録を43年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を42年4月から同年7月までは1万8,000円、同年8月から43年3月までは2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月1日から43年4月1日まで
昭和41年1月17日にA事業所に非常勤職員として採用され、45年7月1日に正職員となるまで毎年更新の形で、継続して勤務していた。
この昭和41年1月17日から45年7月1日までの全期間において厚生年金保険に加入していたと思っていたが、社会保険庁の記録では、42年4月1日から43年4月1日までの期間が未加入期間となっているとのことであった。確かに継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票（マイクロフィルム）等によると、申立人は、同事業所において昭和41年1月17日に厚生年金保険の資格を取得し、42年4月1日に資格を喪失後、43年4月1日に同事業所において再度資格を取得しており、42年4月から43年3月までの申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いことが確認できる。

しかし、A事業所が保管する人事記録及び人事異動通知書によると、申立人は、昭和42年4月1日に非常勤職員として採用され、43年3月30

日に退職、同年4月1日に再び非常勤職員として採用されていることが確認できる。

また、A事業所では「人事発令上は、3月30日退職、4月1日採用と整理しているが、雇用・使用関係は継続しているとの認識に立って、厚生年金保険に継続して加入させる扱いとしており、3月分の厚生年金保険料の事業主負担分も予算措置していた。」と回答していることから、申立人は、申立期間において同事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

申立期間の標準報酬月額については、人事記録の賃金額から、昭和42年4月から同年7月までは1万8,000円、同年8月から43年3月までは2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は申立人の昭和42年4月から43年3月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和54年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、54年10月から55年6月までは13万4,000円、同年7月から56年1月までは15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年10月1日から56年2月1日まで

私は、昭和54年10月にA社B営業所に就職し、57年1月まで勤務したが、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、被保険者資格取得日が56年2月1日となっているため、54年10月から56年1月までは未加入であるとの回答であった。

申立期間において勤務したことは確かなので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が挙げる同僚のうち2名から、「申立人は昭和54年10月ごろにA社に入社した。申立人とはほぼ同じ業務、勤務形態であった。」旨の回答が得られたことから、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、昭和54年2月ごろにA社に入社し、申立人と同様の業務に従事していたとする別の同僚が、入社時からの給与明細書を所持しており、入社した月から継続して厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、当該事業所では入社後すぐに厚生年金保険に加入させる取扱いであったと判断できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人とほぼ同時期に入社した同僚の記録から、昭和 54 年 10 月から 55 年 6 月までは 13 万 4,000 円、同年 7 月から 56 年 1 月までは 15 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は資料が無いため不明としているが、雇用保険及び厚生年金保険の記録における資格取得日が同じであり、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ日を資格取得日と記録したことは考え難いことから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 54 年 10 月から 56 年 1 月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を38万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年12月1日から9年1月20日まで
社会保険庁の記録では、A社に在籍した期間の標準報酬月額が9万2,000円となっており、当時の給与額と大きく異なっている。

私は、当時、毎月38万円から43万円程度の給与をもらっていたし、会社から標準報酬月額を引き下げるとの説明を受けたことは無かったので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、当初、申立人の平成7年12月から8年12月までの標準報酬月額は、申立人が主張する38万円と記録されていたところ、A社が適用事業所に該当しなくなった日（9年3月1日）の後の同年4月3日付けで、7年12月から8年12月までの期間について、申立人を含む18名の標準報酬月額を9万2,000円に遡及して引き下げられていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、かかる訂正処理を行う合理的な理由はなく、申立期間において有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、38万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年8月、同年11月から同年12月までの期間及び61年5月から同年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和39年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和60年8月
② 昭和60年11月から同年12月まで
③ 昭和61年5月から同年8月まで

申立期間は仕事が変わる時の空白の期間であったが、母が将来年金がもらえないことが無いように、必ず厚生年金保険か国民年金かどちらかの年金に加入していなさいと言って、国民年金の加入手続を行ってくれたものであり、未加入期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A市が保管する国民年金被保険者名簿（電算データ）では、申立人の新規資格取得日は昭和62年3月8日（処理日は62年10月17日）となっていることから、申立期間については未加入期間となり、保険料を納付することができない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間の保険料は毎月納付書を用いて納付したと主張しているが、A市が毎月納付を開始したのは昭和61年4月からであり、申立期間の①及び②については3か月ごとの納付であった期間であることから、事実と相違している。

さらに、申立期間に係る国民年金の資格取得及び資格喪失の手続について、申立人は直接関与しておらず、手続を行ったと主張する母親は既に死亡しているため、当時の詳しい状況は不明である。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをう

かがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの期間、同年12月から40年3月までの期間及び同年9月から45年3月までの期間の国民年金保険料については、申請免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年3月まで
② 昭和39年12月から40年3月まで
③ 昭和40年9月から45年3月まで

申立期間①から③までについては、今は亡き両親が、申立人の老後を心配して町内の民生委員と相談して申請免除の手続きを行い、国民年金の全額免除が受理されたと聞いている。

両親が亡くなり、弟の私が申立人の面倒の一切を見るようになって、初めて全額免除の記録が無いことに気付いた。社会保険事務所に出向き、再三相談したが納得できないので、申立期間①から③までが全額免除であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の手帳記号番号は、昭和45年4月21日に払い出された記録となっていることから、制度上、この時点から申立期間にさかのぼって申請免除をすることはできない。

また、申立人及び代理人は免除申請に直接関与しておらず、手続きを行ったとする両親は既に亡くなっているため、当時の状況を確認することができない。

さらに、A市で保管する国民年金被保険者名簿（紙名簿）においても申立期間に係る申請免除の手続きを行った記録は見当たらず、未納となっている。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を免除申請していた

ことを示す関連資料（申請書、通知書等）は無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を申請免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 11 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 11 月から 61 年 3 月まで
私の国民年金保険料納付記録について社会保険事務所に照会したところ、昭和 58 年 11 月から 61 年 3 月までの期間は未加入期間であるとの回答をもらった。
わざわざ役場に行って、国民年金の資格喪失手続きをしたとは考えられず、この回答に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳によると、申立人は、昭和 58 年 11 月 8 日に被保険者資格を喪失した旨の記載が確認できることから、行政側では、申立人が資格を喪失したものと取り扱っていたと考えられ、同年 11 月以降に係る保険料の納付は行えなかったと考えられる。

また、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間以外にも、未加入期間が存在する上、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年10月から15年12月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年10月から15年12月まで

私は、平成13年12月から14年1月初めごろに、A市役所窓口で、ワーキングホリデーのため外国に行くことを伝え、申立期間について国民年金保険料の免除の申請を行ったが、今般、社会保険事務所から同保険料の免除の記録が無いとの説明を受けた。

免除の申請を行ったのは間違いないので、申立期間を保険料免除期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成13年度当時の国民年金保険料の免除については、免除の申請のあった日の属する月の前月から申請のあった日の属する年度の末日までの必要と認められる月となっており、申立人はA市役所窓口で平成13年12月から14年1月初めまでの間に免除申請の手続を1度だけ行ったと主張していることから、免除申請が認められる期間は、平成13年度末までである。

したがって、制度上、その時点で平成14年度以降の免除申請を行うことはできない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料に係る免除申請を行ったことを示す関連資料が無く、申立期間の国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年9月から60年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年9月から60年1月まで
社会保険庁からの国民年金保険料納付記録の回答では申立期間は未加入期間であったが、年金手帳には昭和59年9月21日からの加入記録があり、保険料は加入月から私が納付していた。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する昭和59年度国民年金保険料納付通知書の第3期分（昭和59年10月から同年12月までの分）には、「この納期分は、納付する必要はありません」と印字されており、第4期分（60年1月から同年3月までの分）の領収書は、その保険料額から60年2月及び同年3月の分と考えられる。

また、A市が保管する国民年金被保険者名簿（紙名簿、電子データ）及び社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人は、昭和60年2月18日に任意加入で資格を取得しており、訂正された履歴も確認できないことから、申立期間は未加入の期間として取り扱われており保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から2年3月まで

平成2年2月ごろに、A市B区役所の窓口で国民年金の加入手続きをした際、年金ローンも組めるとの説明を受けたが、平成元年度と2年度分を一緒に納めたいと話したところ、後日、2年分の2冊の納付書が同じ封書で送られて来たので、毎月、2か月分の保険料をC銀行D支店及びE支店で納付したので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年度と2年度の国民年金保険料については、2か月分ずつ、毎月3万円支払い、お釣りをもらったと述べているが、当時の保険料は、元年度は月8,000円、2年度は8,400円であり、2か月分で1万6,400円の保険料となることから、申立人が毎月納付したと主張する金額と大きく異なっている。

また、申立人が所持する年金手帳は1冊のみであると述べており、この手帳によれば、初めて国民年金被保険者となった日は、平成2年4月1日であることが確認できる。

さらに、A市が保管する国民年金被保険者名簿（電子データ）によれば、申立人は平成2年4月1日に国民年金の資格を取得し、その新規取得入力同年10月5日に処理されていることが確認できる上、ほかに別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

したがって、申立期間は未加入期間のため、国民年金保険料を納付することはできなかったと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納

付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 9 月から 43 年 4 月まで
② 昭和 44 年 10 月から 46 年 1 月まで
③ 昭和 46 年 10 月から同年 12 月まで
④ 昭和 47 年 8 月から 48 年 2 月まで
⑤ 昭和 53 年 11 月から 54 年 8 月まで

申立期間①のA社では、林道工事や農業構造改善工事に従事し、給与は 8,000 円であった。当時の課長の名前を記憶している。

申立期間②のB社では、宅地造成工事に従事し、ボーナスももらった。専務の名前を記憶しているほか、現場には仮事務所や飯場があり、常用請負人夫頭が住んでいた。

申立期間③のC社では、正社員として採用され、D社の下請けで、下水道管の布設工事に従事したが、入社時の賞与や給与条件が違っており、工事完了後に退社した。給与明細書は現在保有していないが、保険料が控除されたことを確認した。会社の専務の名前を記憶している。

申立期間④のE社では、同社が下請けした工事で、道路維持や歩道の新設工事に従事した。所長のF氏の勧誘により、社長と面接し入社した。健康保険証を妻が必要になり、社長宅でもらい使用した。給与明細書は廃棄しており詳細は不明だが、保険料を控除されていた記憶がある。

申立期間⑤のG社では、災害復旧工事や水路護岸工事、道路改良工事現場で測量や労務管理、出来高管理の仕事をした。給与は月末締め・翌月 25 日払いで、上司及び同僚らの氏名を記憶している。

厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

すべての申立期間について、申立人が記憶している当時の上司や同僚が、申立期間に係る事業所で厚生年金保険の被保険者記録が確認できるとともに、申立人から提出された資料、具体的な仕事の内容の記述及び一部の事業所の同僚等の証言から判断すると、当該事業所で勤務していたことは推認できる。

申立期間①については、A社は、事業所名称変更の期日は不明であるが、社会保険庁の記録等から、H社であると確認できる。

しかし、当該事業所は、昭和42年9月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる。

また、申立人が記憶している当時の課長と推認できる者の当該事業所における厚生年金保険の加入記録は、昭和35年11月1日から36年4月1日までと、40年6月1日から42年2月1日までであり、申立期間が含まれないとともに、同人の所在は不明であるため、証言を得ることができない。

申立期間②については、事業主は既に死亡しているが、元役員である事業主の妻に照会したところ、会社は解散し資料は残っておらず、雇用の事実及び保険料の控除については不明であると回答している。

また、申立人が記憶している当時の専務と推認できる者は、申立人に覚えが無いと回答している。

なお、社会保険事務所が保管するB社の健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の加入記録は無く、申立期間の健康保険の整理番号にも欠番は無い。

申立期間③については、申立人が記憶している専務と推認できる者は、申立人と工事現場が一緒だったことや、申立人が下水道管の布設工事現場で働いていたとしているが、申立人の勤務期間や厚生年金保険料の控除については不明であるとしており、会社の方針として、厚生年金保険に加入手続をするまで、臨時雇用の期間があり、すぐには加入しなかったかもしれないと回答している。

なお、社会保険事務所が保管するC社の健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は無く、申立期間の健康保険の整理番号にも欠番は無い上、事業主は、申立てに係る資料は不明と回答している。

申立期間④のE社については、申立期間のうち、昭和47年9月1日（取得日）から48年1月31日（離職日）までの期間、当該事業所で雇用保険に加入している記録は確認ができることから、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は当該事業所の社員として工事現場に行くのは自分一人であり、同僚はいなかったと述べており、当時の勤務状況を確認できる証

言を得ることはできなかった。

また、申立人が当時の所長であったと記憶している者は、既に死亡しており証言を得ることができない上、当該所長と同時に当該事業所に入社した従業員は、申立人を知っているものの、厚生年金保険の加入や保険料の控除については本社一括処理のためかかわりが無かったと回答している。

さらに、申立人が受領したとする健康保険証については、政府管掌健康保険及びI国民健康保険組合への加入記録は確認できず不明である。

加えて、当該事業所は、平成21年2月に破産し、当該事業所の破産管財人は、申立期間当時を知る者はおらず、記録も残っていないと回答している。

なお、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は無く、申立期間の健康保険の整理番号にも欠番は無い。

申立期間⑤のG社については、社会保険庁のオンライン記録によると、当該事業所における申立人の厚生年金保険の加入期間として、平成3年9月2日に資格取得、7年6月30日に資格喪失の記録は確認できるが、申立期間に係る加入記録は無い上、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票においても、申立期間については、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号にも欠番は無い。

また、上記厚生年金保険の加入期間については、雇用保険の加入記録もあるが、申立期間については無い。

さらに、当該事業所の取締役は、「二度採用したことは記憶に無い。入社すれば社員として採用し、日雇や臨時採用は考えられない。」と回答している上、申立人が上司や同僚として記憶している者は、申立人の勤務期間や厚生年金保険料の控除については不明と回答している。

加えて、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）及びJ市が保管する国民年金被保険者名簿（電算データ）によると、申立人は申立期間を含む昭和52年9月から54年8月まで国民年金に加入しており、そのうち53年10月から54年3月までの期間は申請免除、同年4月から同年6月までの期間は未納、同年7月及び同年8月の保険料は56年10月22日に納付の記録となっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 23 年 11 月 8 日から 25 年 12 月 20 日まで
昭和 23 年 11 月 8 日から 25 年 12 月 20 日までの期間、A事業所に勤務したが、社会保険事務所に照会したところ、この期間の厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を得た。
確かに当該事業所に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚等の証言から、勤務期間の特定までは至らないが、申立人がA事業所に勤務していたことを推認することはできる。

しかし、社会保険事務所が保管する厚生年金保険の事業所名簿によると、申立期間を含めA事業所は厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、申立人と共にA事業所に従事したことのある元同僚から、「申立期間当時、当該事業所の正式な職員は申立人をはじめ3人程度しかおらず、厚生年金保険には加入していなかった。」との証言がある。

さらに、A事業所は昭和 25 年 11 月ごろに解散しており、人事記録等は既に廃棄されていることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 10 月 1 日から 39 年 5 月 1 日まで
② 昭和 41 年 12 月 1 日から 44 年 4 月 1 日まで

私は、申立期間①については、A社の課長として機器の販売をしていた。当時は歩合制で1台当たり3,000円から1万円の手当があったので、毎月10万円程度を支給されており、標準報酬月額が3万6,000円であるはずがない。

また、申立期間②についても、社長から家賃無しの月給10万円という条件で誘われてB社に入社した。その後、C社と合併したため月給は2万円から3万円と低くなってしまったが、B社の標準報酬月額が3万9,000円であるはずがない。

申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、会社から毎月10万円程度の給料を支給されていたと主張しているが、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で申立期間の標準報酬月額が3万6,000円だったことが確認できるところ、当時の厚生年金保険法では、昭和35年5月から40年4月までの標準報酬月額の最高等級は第20級3万6,000円であることから、最高限度額以上の標準報酬月額に訂正することはできない。

また、申立期間②について、申立人は、家賃無しの月給10万円という条件で誘われて入社したと主張しているが、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間におけ

る標準報酬月額記録に訂正の痕跡は見当たらず、改定時には増額されており、不自然な処理は無いことが確認できる。

さらに、申立人が当該事業所の専務であったとするD氏の上記原票も、申立人が入社した昭和41年12月の標準報酬月額は申立人と同額の3万9,000円であり、申立期間における標準報酬月額記録に訂正は見当たらず、改定時に大幅な減額は無い。

このほか、申立てどおりの標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②について申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 10 月 1 日から 24 年 3 月ごろまで
A社B工場で働いていたときの厚生年金保険加入期間は、昭和 21 年 3 月 26 日から同年 10 月 1 日までという回答を社会保険事務所から受けた。

しかし、当該工場には、結婚した昭和 26 年の 2 年前まで勤めていたので、回答に納得できない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 24 年 3 月ごろまで勤めたはずだと主張するものの、当時の同僚については、全く記憶が無い上、厚生年金保険料の給与からの控除についても、給与が親元に送金されていたため、控除されていたかは不明としている。

また、申立人の当時の同僚とみられる者に照会したが、「申立人の名前に記憶はあるが、具体的な勤務期間は覚えていない。」との回答を得た。

さらに、申立てに係る事業所は、既に全喪しており、現存している後継の事業所では、昭和 21 年当時の記録を保管していないため、申立内容を確認することができない。

加えて、申立期間について、社会保険事務所が保管するA社B工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人が厚生年金保険被保険者資格を再取得した形跡は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額については、訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 2 月 1 日から同年 6 月 10 日まで
厚生年金保険の標準報酬月額が平成 12 年 2 月以降、24 万円から 16 万円に減額されていることが判明したので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

事業所が保管する平成 12 年 5 月分の給与明細書によると、申立人は、その主張する標準報酬月額（24 万円）に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

しかしながら、上記給与明細書における給与支給額は、14 万 3,861 円となっており、雇用保険の記録における平成 12 年 6 月 10 日離職時点の賃金日額は、5,299 円と記録されていることから、当該給与明細書において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、16 万円であることが認められる。

また、当該事業所において社会保険関係事務を担当していた元上司から、当時、給与体系の変更が行われ、給与を減額された従業員が多数いたという証言を得ており、申立人自身も、給与体系の変更に伴い給与が減額したことを認めている。

さらに、社会保険庁の記録においては、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額を申立人が主張する 24 万円と記録していたところ、申立人が被保険者資格を喪失した平成 12 年 6 月 10 日より後の 13 年 5 月 8 日に、12 年 2 月 1 日に遡^{そきゆう}及して 16 万円に引き下げているが、当該訂正処理について、前述の元上司から事情を聴取したところ、給与体系の変更が行われたが従業員の反対があったため、しばらく様子を見てから標準報酬月額の変更手続を行ったとしている。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間における報酬月額は、社会保険庁の記録どおり、標準報酬月額 16 万円に見合う額であったと考えられ、平成 13 年 5 月 8 日に申立人の標準報酬月額に係る有効な訂正処理が行われたものと認められる。

したがって、平成 12 年 2 月から同年 5 月までの期間の、申立人の標準報酬月額として認定される額は、16 万円であり、当該額は社会保険庁の記録上の標準報酬月額と一致することから、記録訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月1日から20年8月24日まで
申立期間については脱退手当金を支給したとされている。

昭和18年4月に、A社の本社工場に勤務しており、その後B町にあった分工場に転勤になり終戦を迎えた。

私たち少年工員は、昭和20年の8月16日か17日には帰省させられ、年金の話は無かった。

その後年月は流れて、60歳の年金請求時に聞いた話では、本社工場で終戦を迎えた同僚は、脱退手当金について「清算してもらった。」と言っていたが、私の場合は書類上も口頭でも脱退手当金の話は聞いておらず、脱退手当金を受給した記憶は無い。

第3 委員会の判断の理由

申立人についての厚生年金保険被保険者記号番号払出簿には、脱退手当金が支給されたことを示す表示が記されているとともに、支給日や支給金額のほか、支給の根拠となる該当条文などの具体的な記載がある上、申立人の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者台帳にも脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立期間後に取得した申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は、申立期間のものとは別番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっていると考えるのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。